

別 紙

日置市文化施設条例の一部を改正する条例

日置市文化施設条例（平成17年日置市条例第91号）の一部を次のように改正す  
別表を次のように改める。

別表（第7条、18条関係）

（単位：円）

区分	使用時間	9:00	13:00	18:00	9:00	13:00	9:00	冷暖房料 1時間 につき	
		～ 12:00	～ 17:00	～ 22:00	～ 17:00	～ 22:00	～ 22:00		
日置市 伊集院 文化 会館	ホール	入場料を徴収しない場合							2,610
		平日	11,000	16,450	22,000	26,400	37,400	47,250	
		休日等	13,200	19,800	26,400	31,850	45,050	58,250	
		入場料を徴収する(これに準ずる)場合							2,610
		平日	18,650	28,600	37,400	45,050	63,800	80,250	
		休日等	22,000	34,050	45,050	53,850	77,000	96,800	
	リハーサル室	リハーサルに使用する場合	1,100	1,430	1,430	2,530	2,860	3,960	440
		リハーサル以外に使用する場合	1,650	2,200	2,200	3,850	4,400	5,500	
	練習室	練習に使用する場合							290
		1号室	770	990	990	1,750	1,980	2,750	
		2号室	330	440	440	770	880	1,200	140
		練習以外に使用する場合							290
		1号室	1,100	1,430	1,430	2,530	2,850	3,740	
		2号室	550	770	770	1,320	1,540	1,750	140
展示室	1,770	2,660	3,550	4,270	6,050	7,660	200		
ホワイエ	(ホールの利用者が同時に使用して物品の展示、販売等を行う場合に限る。)						2,200	260	
展示室及びホワイエ	(ホールの利用者が同時に使用して物品の展示、販売等を行う場合に限る。)						3,300	400	
楽屋	1号室						550	250	
	2号室						550	250	
	3号室						770	250	
	4号室						1,100	250	
シャワー室	1回につき1室						550		
附属設備及び備品	1回1点につき 11,000以内で教育委員会規則で定める額(別表 第4条関係)								

## 備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 休日等とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 3 使用者が入場料を徴収する場合において、これに準ずる場合とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 会費を徴収して入場させる場合
  - (2) 会員制度により会員を招待して入場させる場合
  - (3) 商品等の売上高により招待券(名目のいかんにかかわらず、これに類するものを含む)を発行して入場させる場合
  - (4) 入場整理料等の名目で料金を徴収する場合
- 4 舞台練習(ホールを使用する場合に限る)のため、舞台面のみを使用する場合の使用料は、この表により算定した額に、100分の20を乗じて得た額とする。
- 5 使用許可の変更許可を受けて使用時間を延長する場合の使用料は、次に掲げる延長する時間の区分に応じ、それぞれ定める額とする。
  - (1) 午後0時から午後1時までの場合 午前9時から午前12時までの使用料の額に100分の20を乗じて得た額
  - (2) 午後5時から午後6時までの場合 午後1時から午後5時までの使用料の額に100分の20を乗じて得た額
- 6 舞台準備、舞台練習等のため、開館時間以外の時間において舞台面のみを使用する場合の使用料は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき1,050円とする。

## 附則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

日置市文化施設条例施行規則の一部を改正する規則

日置市文化施設条例施行規則（平成17年日置市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

（単位：円）

	設備等の名称	単位	使用料	備 考
舞台大小道具	所作台	1式	3,140	伊集院文化会館のみ
	花道用所作台	1式	520	〃
	松羽目	1式	1,050	〃
	金屏風	1双	1,050	
	紗幕	1張	830	伊集院文化会館
	地がすり	1枚	520	東市来文化交流センターのみ
	緋毛せん	1枚	110	
	長座布団	1枚	110	
	高座用座布団	1枚	50	
	上敷	1枚	110	
	平台	1枚	110	
	箱足	1式	110	
	開き足	1式	110	
	木支木・金支木・人形立	1式	220	伊集院文化会館
	雪かご	1式	110	〃
	演台	1台	410	
	司会者台	1台	220	
	大太鼓	1台	520	伊集院文化会館のみ
	指揮者台	1台	220	
	指揮者用譜面台	1台	110	
	演奏者用譜面台	1台	50	
	演奏者用椅子	1式	520	東市来文化交流センターのみ
	コントラバス用椅子	1脚	110	
	ピアノ（スタインウェイ）	1台	11,000	
	ピアノ（カワイ）	1台	5,230	伊集院文化会館のみ
	ピアノ（カワイ アップライト）	1台	2,100	〃（リハーサル室）
音響反射板	1式	3,140		
音響関係器具	拡声装置	1式	1,570	マイク2本含む。
	マイクロホン	1本	520	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	730	
	エレベーターマイク装置	1式	730	伊集院文化会館のみ
	カセットデッキ	1台	520	
	CDプレーヤー	1台	520	
	MDプレーヤー	1台	520	
照明関係器具	フットライト	1列	520	伊集院文化会館のみ
	花道フットライト	1式	220	〃
	ボーダーライト	1列	520	
	サスペンションライト	1列	1,050	
	サイドフロントライト	1列	1,050	上手下手で1列
	シーリングライト	1列	1,050	
	アッパーホリゾンライト	1列	630	
	ロアーホリゾンライト	1列	520	
	ピンスポットライト	1台	730	
	効果器	1台	520	
	スポットライト（1kw）	1台	220	
	スポットライト（0.5kw）	1台	110	
	持込器具	1kw	220	
	映写設備	プロジェクター	1台	1,570
スクリーン		1張	1,050	

附 則  
この規則は、平成31年10月1日から施行する。